

甲病管第1号
平成29年4月4日

次の通り、プロポーザルを行うので公告する。

公立甲賀病院組合 管理者 谷畑英吾

記

公立甲賀病院地方独立行政法人化支援業務プロポーザル実施要綱

この要綱は、地方独立行政法人化準備作業の支援業務委託業者の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

1. 業務名

公立甲賀病院地方独立行政法人化支援業務

2. 目的

平成28年3月、公立甲賀病院未来創造委員会から「当院が、今後とも公立病院としての機能を維持し、地域住民にとって必要な医療を継続的、安定的に提供するために、現行制度より経営の自由度が高く、責任体制が明確である地方独立行政法人化を早期に検討、推進することが望まれる。」との答申書が提出された。

この答申を受け平成31年4月1日までの地方独立行政法人化を目指しているが、法人への移行に関する各種準備業務を円滑かつ効率的に実施する為には専門的支援が必要と判断し、実現に向けた支援業務を委託する。

3. 契約期間

契約締結日から平成31年3月31日までとする。

4. 応募手続き（提出書類）等

本事業に参加しようとする事業者は、別添1「公立甲賀病院地方独立行政法人化支援業務に係る事業者選定条件」に基づき、プロポーザル参加資格確認申請書（別紙第1号・3号・4号・5号様式、委託契約書の写し・資料、営業所等調書、配置予定者の業務に関する経歴書及び資格証の写し）を以下の通り提出すること。尚、提出書類は原則A4サイズの用紙を使用すること。

（1）提出期限：平成29年4月14日（金）12時迄

(2) 提出場所：〒528-0074

滋賀県甲賀市水口町松尾 1256 番地

公立甲賀病院 管財課 担当：久保・森

(3) 提出方法

① 持参の場合

土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く 9 時～17 時（14 日は12 時）迄とする。

② 郵送の場合

速達の簡易書留郵便で平成29年4月14日（金）12 時迄に必着する事。

(4) 提出書類に関する質疑

下記の要領で提出書類に関する質疑・回答を行う

① 質疑受付期間：平成29年4月4日（火）～6日（木）17 時迄

② 提出方法：公立甲賀病院管財課へ e-mail（使用ソフト：マイクロソフト社 MS Word (Windows7 及び8 対応)）により提出すること。

[e-mail : kubo.y@kohka-hp.or.jp](mailto:kubo.y@kohka-hp.or.jp)

③ 質疑に対する回答

公立甲賀病院のホームページ上で4月10日（月）に回答する。

5. 業務実績

事業者において業務実績を有する場合、関連業務実績表（別紙第3号様式）に記載すること。なお、実績内容は、直近10年間に於ける300床以上の病院委託事例とし、発注病院の病床数が分かる資料を添付の上、委託契約書の写しを提出すること。（最大6契約まで記入）

6. 資格認定結果通知

4. に定めた書類を期限内に提出した事業者に対し平成29年4月14日（金）に文書（郵送）により本事業に関する資格認定結果通知を行う。

7. 質問、回答の実施

本事業の参加資格があると認められた事業者に対し、本事業に関する質問、回答を次の要領で実施する。

(1) 質問書の提出

① 提出期限：平成29年4月18日（火）17 時迄

② 提出場所：公立甲賀病院 管財課

担当 久保・森

[e-mail : kubo.y@kohka-hp.or.jp](mailto:kubo.y@kohka-hp.or.jp)

③ 提出方法：質問書（別紙第2号様式）に質問を記入のうえ、公立甲賀

病院管財課へ e-mail (使用ソフト：マイクロソフト社 MS Word (Windows7 および 8 対応)) により提出すること。

(2) 質問書の回答

公立甲賀病院のホームページ上で平成 29 年 4 月 20 日 (木) に回答する。

8. 業務実施

本事業の参加資格があると認められた事業者は、業務実施に関する内容として、次に掲げる事項について検討した上で、資料作成を行うこと。

- (1) 別添 2 仕様書に記載された内容等を踏まえ、別添 3. (1)～(3)「提案書様式」に基づき提案書として提示すること。
- (2) 別添 2 仕様書等の内容を踏まえ、見積書 (自由形式) を提出すること。その際、各業務の見積額の算定基礎となる担当別人員数および想定勤務表を添付すること。
- (3) 提案書および見積書等は、次により提出すること。提出形式は印刷文書及び CD-R によること。(使用ソフト：マイクロソフト社 MS Word (Windows7 及び 8 対応))

① 提出期限：平成 29 年 4 月 25 日 (火) 12 時迄

② 提出場所：〒528-0074

滋賀県甲賀市水口町松尾 1256 番地

公立甲賀病院 管財課

担当 久保・森

③ 提出部数：提案書(見積書等を含む) 正本 1 部 複本 10 部 CD-R 1 枚 用紙は縦 A4 サイズとする。

④ 提出方法

1) 持参の場合

土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く 9 時～17 時 (25 日は 12 時) 迄とする。

2) 郵送の場合

速達の簡易書留郵便で平成 29 年 4 月 25 日 (火) 12 時迄に必着する事。

9. プレゼンテーション

上記で提出された提案書等の内容について、事業者はプレゼンテーションを実施する。

- (1) プレゼンテーション実施日・場所・時間等の詳細については、別添 5 とする。
- (2) プレゼンターは、契約開始後に勤務する主担当者が行うこととし、その補助説明者は 2 名まで同席可能とする。

10. 留意事項

事業者は、以下の点に留意すること。

(1) 事業者選定要綱の承諾

事業者は、4. に関する書類の提出をもって、本要綱の記載内容及び条件を承諾したものとみなす。

(2) 費用負担

提出に関し必要な費用は、事業者の負担とする。

(3) 提出書類の扱い

事業者の提出する書類の著作権は、事業者に帰属する。なお、公立甲賀病院組合が必要と認めるときは、事業者の承諾を得て提出書類の全部または一部を使用できるものとする。

(4) 公立甲賀病院組合からの提示資料の取り扱い

公立甲賀病院組合からの提示資料がある場合、提出に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(5) 提出書類の変更禁止

提出書類の変更はできない。但し、誤字等の修正についてはこの限りでない。

(6) 使用言語等

提出に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時を使用する。

(7) 結果の通知及び公表

審査結果については、各事業者に文書で通知するものとする。

(8) 本事業への参加資格が認められなかった事業者に対する理由の説明

① 入札参加資格が認められなかった事業者は、その理由について、公立甲賀病院組合管理者に対して説明を求めることができる。

② ①の説明を求める場合には、その旨を記入した書面を平成29年4月18日（火）から4月20日（木）までの間に、管財課まで持参により提出するものとする。なお、郵送又は電送によるものは、受け付けない。

③ ②の説明を求めた事業者に対する回答は、平成29年4月21日（金）以降に書面により行う。

(9) プロポーザルの無効

プロポーザルを実施した結果、公立甲賀病院組合が予め定める最低基準を全ての事業者がクリアできなかった場合、プロポーザルは無効となることがある。

－以上